

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

令和元年9月18日

○出席委員

委員長	河村 孝	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・浜口水道課長、寺本補佐、杉田補佐、西根係長
- ・小竹教育長
- ・岩井生涯学習課長、田畑補佐、豊田係長
- ・榎農水商工課長、村山補佐、宮本係長  
濱口観光課長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	中山 真緒
書 記	

(午前10時00分 再開)

○河村 孝委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第42号、鳥羽市給水条例の一部改正について、議案第44号、指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める請願、請願第2号、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める請願、請願第3号、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願、請願第4号、「防災対策の充実」を求める請願の議案2件と請願4件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第42号、鳥羽市給水条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

水道課長。

○浜口水道課長 おはようございます。水道課の浜口です。よろしくお願いします。

それでは、議案書38ページ、新旧対照表は51ページとなります。

提出議案、議案第42号、鳥羽市給水条例の一部改正について。

提案理由としましては、水道法の一部改正に伴いまして、指定給水装置工事業者の指定の更新に関する規定を整備いたしたく、本提案とするものでございます。

では、新旧対照表にてご説明させていただきます。

新旧対照表51ページをお願いします。

第33条ですが、ここでは手数料を定めており、第1項第2号中の「第7条第1項の指定」のところを、「指定給水装置工事業者の指定」に改め、第2号の次に新たに追加で、第3号「指定給水装置工事業者の指定の更新をするとき1件につき5,000円」の文言を追加し、以降が1号ずつ繰り下げとなっております。

今回の改正は、水道法の改正を受けまして、指定給水装置工事業者の指定に5年毎の更新制を導入するものです。今までは、新規に登録すれば永久ライセンスであったのですが、これでは不明業者や資質の保持、実態との乖離が生じてしまうため、更新制が新たに導入されました。

また、更新手数料につきましては、人件費、諸雑費をもとに5,000円といたしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第42号について、ご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 おはようございます。

水道課長から詳細な説明をいただきました。聞きたいことは少しその中にも入っていたんですけども、この5,000円と決めた内容もさっき聞かさせていただいたんですけども、県内他市の状況というんですか、近隣の市町の状況でこの5,000円が——さっき言うた人件費と諸雑費——妥当なのかどうか。ほか、どういう状況なのか教えてください。

○河村 孝委員長 西根係長。

○西根係長 すみません。水道の管理係長の西根です。よろしくお願いします。

他市の状況ですけれども、まず、鳥羽市なんですけれども、更新に係る手数料の根拠ですけれども、平成31年度の当初予算に係る私ども水道課の人件費、それから、それにかかる諸経費をもとに5,000円というふうな数字を出しましたけれども、他市なんですけれども、まだ他市についても議決前ということで、数字のほうは確認はしてあるんですけれども、数字をお出しできませんけれども、そもそもの指定料の数字の半額というふうにお伺いしております。ですので、もし1万4,000円とかでしたら7,000円、鳥羽市のほうは1万円が指定料となっておりますので、はじいた結果の半額というふうになりましたが、他市に比べると一番安いほうになってくるのかなと思っております。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

以上です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて議案第44号、指定管理者の指定について、担当課長の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 生涯学習課、岩井です。よろしくお願いします。

議案第44号、指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）。

提出議案書の41ページをごらんください。

本件は、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6条の規定により、議会の議決を求めるものです。

管理を行わせる公の施設の名称は鳥羽市立海の博物館、指定管理者は鳥羽市浦村町字大吉1731番地68、公益財団法人東海水産科学協会、理事長石原真伊、指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

今回、指定管理者と上げております公益財団法人東海水産科学協会につきましては、平成29年10月より現在に至るまで当該施設を指定管理者としております。再度、公益財団法人東海水産科学協会に指定管理者として指定させていただいたのは、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条第1項に、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、公募によらず、出資団体や公共の団体を指定管理者の候補者とすることができると規定されておりますので、この2年間の東海水産科学協会の実績を評価し、公募によらない方法をとらせていただきました。

また、本年5月に日本遺産の認定を受けると、海女文化の発信の重要度が増していることから、引き続き当該分野に精通している当該財団に指定管理者として、市立海の博物館を海女文化を伝えていく拠点施設としていきたいと考えております。

この点につきまして、提出しております資料に基づいて、今期の実績についてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○河村 孝委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 教育委員会生涯学習課、田畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、提出しております資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まずは、次期の指定管理者候補者は現指定管理者ですので、当該公益財団による今期の指定管理についてご説明させていただきたいと思っております。

本施設については、去る平成29年10月3日の市立化以降、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例に基づき、社会教育施設として運営しておりますが、資料に今期の指定管理に係る背景とございますが、そのあたりをごらんください。

指定管理者選定に当たり、資料の引き継ぎに時間を要する点や、収蔵品類の扱い、来歴に精通した学芸員を有していることへの評価などから、それまで博物館を運営していた財団を指定管理者として提案し、お認めいただいたところです。

その後、この後の資料のページに出てまいります、この財団に指定管理を任せ、この9月末で約2年がたつこととなります。この間、指定管理のほうでもいろんな事業を取り組んでまいりましたけれども、この海の博物館を取り巻く環境も大分変わってまいりました。

次期の指定管理者候補者についてというあたりをごらんください。

平成30年3月の三重大学海女研究センターの博物館内への設置や、先ほど課長も申しましたけれども、本年5月に文化庁の日本遺産の一つとして「海女（Am a）に出逢えるまち鳥羽・志摩」が採択されたことで国の補助金が活用できることとなり、海女文化・海文化の魅力を伝えていくことで観光振興を図るための枠組みが広がったところです。

こうした外部要因もあり、引き続き、海女文化等に精通した現指定管理者を次期も指定管理者としながら、海女文化、漁村文化の発信に力を入れていきたいと考えております。

資料の下の方に、現指定管理者を再度指定するメリットを整理しております。

白丸で表示しておりますけれども、まず1点目、海の博物館は建築物としての評価も高い施設で、ことし4月に設計者の講演会を開催しましたら、予約がすぐいっぱいになるほどでした。現指定管理者は、建設時に創意工夫された点を全て掌握しており、設計者不在でも建物の価値を適切に伝えられるということが、まずあります。

そして、2点目です。譲渡された資料について、市としても2年半をかけて引き継ぎを行ってきました。しかしながら、民俗資料一点一点にかかる情報については、収集した当事者ならではの知識の蓄積があり、収蔵物について、情報は市としても把握しておりますが、現指定管理者を越える説明まではなかなかできないなど実感しているところです。

続きまして、資料2ページになります。次、お進みください。

3点目の丸になります。三重大学と現指定管理者は、従前から学術的な面で協力体制を有しておりまして、博物館内に三重大学海女研究センターが設置された際、研究活動をするようになりますけれども、現指定管理

者が集めた資料類の提供が非常に役に立っていると聞いております。このため、現指定管理者と大学とのパイプの中で、市としても連携活動を伸ばし、本博物館の海女文化の情報発信機能を強化していくことができると考えております。

そして、4点目です。現指定管理者が提供する体験には、櫓漕ぎですとかヒジキ狩りといった磯観察体験などもありますけれども、こうした体験は、地域の漁場に足を踏み入れることになります。このため、漁業者への配慮をしながら進める必要があります。そういった点から、なかなか実施が難しい部分もあるのですけれども、この財団は海洋環境を守るために尽力してきた経緯があり、長年、漁業者や漁協と話をすることで活動の趣旨を理解いただいた結果、許可を得ているということになります。ですので、こうした生きた漁業体験を提供できるのも、当該財団が指定管理をしていることによるメリットだと考えています。

そして、五つ目です。現指定管理者、海の環境を守るという点から、自然と共生し、持続可能な営みを続けてきた海女漁業者の保護や海女文化の継承に努めてきています。こうした中で、海女振興協議会の中でも重要な役割を果たして、海女もん普及ということに力を入れております。現指定管理者が運営している喫茶、売店は、海女がとってきた海藻のアンテナショップ的な機能や海女の食文化を紹介する役割を担っており、一体運営を行うことで、展示による海女文化の情報発信を補強できていると考えております。

というので、五つご紹介しましたけれども、これらのことから、次期の指定管理についても現指定管理者は成果を上げられるのではないかと考えております。

今期を振り返りますと、そこに実績をざっと挙げさせていただいておりますけれども、特別展や企画展の開催、次のページにいきますと、3ページ目、体験メニューの提供を行ってきており、本博物館ならではの魅力を発信していると感じております。

これらの事業を行いながら出された成果が、資料4ページのほうに掲載されております。

市立化の際に、中ほどにお示しした3指標、有料入館者数、小中学校教育旅行受け入れコース、個人消費額の三つを挙げさせていただいております。有料入館者数につきましては、30年度は目標に達することができました。これは、鳥羽市観光協会主催のお絵かき水族館というデジタルアートイベントの開催等で後押しいただいたおかげで伸びた部分が大きいと思っておりますが、ほかにも、市立化以降、各所への発信の機会がふえ、認知度が上がったという声を聞いております。

また、公益性の高い事業での入館は、減免措置の中で無料入館としておりますが、その人数はここ3年でふえており、本博物館を知識の拡充や新たな体験の場として役立てていただいている機会は確実にふえていると実感しております。

先週も新聞に載ったのでご存じかもしれませんが、弘道小学校、鳥羽小学校の5年生が郷土学習で海女について学ぶ機会を設けており、その集大成となるとばっこ検定を海の博物館で海女ウオークラリーという形で行いました。子供たちの中から楽しいという声も聞かれたんですけれども、グループで展示を回って、石の重りを持ちあげてみたり、採ってもいいアワビの大きさを寸棒という道具を使って確認したり、魔よけの形を自分たちでも描いてみたりと、さまざまな視点から海女について学ぶことができました。これらもちろん入館無料ですので、この有料入館には含まれていないところなんですけれども、さまざまな場面で役立てていただいているかなと思っております。

市立化当初には運営を心配する声もたくさんいただいたことから、この3指標は経営に関する指標を中心に掲げておりますが、実は、無料入館も含めて、社会教育施設として地域の役に役立てていただくことが何より本施設に求められていることではないかなと感じているところです。

二つ目、三つ目の指標としております教育旅行受け入れや個人消費額については、市立化以前と同レベルで推移しているところです。

教育旅行については、すぐに行き先変更できる性質の旅行ではありませんので、将来の来訪を獲得するということに向けて、現在、情報の提供に力を入れております。その中で、新しいパンフレットを指定管理者のほうでつくったんですけれども、社会科の内容とリンクして説明できる事項であったり、各種体験の所要時間、海拔情報など施設の安全性など、学校の先生が欲しいと思われるような情報に特化してまとめた専用のパンフレットを作成しまして各所へ渡しており、現在、将来の種まきをしている段階です。

資料の5ページに出てまいりますけれども、こうした事業を行う中での決算状況が5ページに載っております。

博物館での展示企画、施設の維持管理、人件費を、30年度ですと総額約3,960万円の規模で実施しました。指定管理に入り、以前より、先ほど言いました学校対応のパンフレット等の郵送料の金額を大分かけて営業活動に取り組んでいると聞いております。

こうした中、博物館の運営であったり、事業費、あと維持管理にかかる経費のうち、市から、不足すると思われる775万円程度、指定管理料として払っていますけれども、その3,960万円引く775万円という残りは入館料収入等で賄っているところでございます。

年間3万人が訪れる社会教育施設は、本市にとって重要な拠点と考えております。今後も、現指定管理者による指定管理の中で、地元の郷土学習のフィールド、それから、市外からの来訪者が、海女ですとか、海草、海の豊かさなどに触れる場として活用していきたいと考えております。

5ページのところに、各種メディアに取り上げられた実績なども載せておりますけれども、この観光で頑張っていくこのまちの発信にもつながっているのではないかなと考えております。

説明は以上です。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第44号について質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 何点かお聞きいたします。

まず、先ほどご説明いただいた2ページ目、三重大学との学術的面で協力体制を有しておるということをお聞きしました。私もちょっと海の博物館には行かして、いろいろ話を聞かさせてもらいましたけれども、現在、その展示、保存物のデジタル化を進めておるというようなことで話を聞いております。それがどのようなどこまで進んでおるかとかいうのをまずお聞きします。

○河村 孝委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 お答えします。

三重大学では、この海の博物館に所蔵されている海女、それから漁業の資料なんかを現在デジタル化してい

るところなんですけれども、それぞれの資料、集めてきてそのまま、写真撮ってそのままという状況になっていますので、時代背景を見ながらキャプションづけを行ってきていると聞いております。

平成30年は海女のものを中心に、それから平成31年初め、そしてこの令和元年度は、もう少し広げた漁業資料まで含んで、その写真のキャプションづけを行って、その上でデジタル化するということをやっていると聞いております。

その成果をこの地域の歴史をひもとくという意味で皆さんにお示しするのが、機会が必要かなと思っておりまして、この冬からの海の博物館のギャラリー棟での展示を、このキャプションをつけた写真等の展示の機会にしようというふうに聞いております。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。私も聞きまして、先ほど言われた海の博物館でそういう展示ということも必要であると思いますけれども、そのデジタル化した資料をもとにして、そこだけでなく、鳥羽市のいろんなところの会議とかいろんなイベントとかそんな中でさらにそれを活用して、この展示物のよさというのも広げてもらえるとうれしいなと思いますので、時間はかかるとは思いますけれども、積極的にやってほしいなということです。

よろしいですか。

○河村 孝委員長 どうぞ。

○南川則之委員 続けて、昨年度、今年度といろいろ内容を聞かせていただいて、指定管理料というところで、29年度は赤字になって、30年度は少し黒字化しておるとのことなんですけれども、この委託するところというのは、前から聞いておるように、そういう営業的なところがなかなか力がないということで、市にということでも、その辺は、先ほども話があったんですけども、いろんな関係団体がいろいろと後押しをしてあげるといいますか、やはり行政も後押しして、そういう団体が後押しして、なるべく黒字化できるような形の集客率が上がるような取り組みをぜひしたってあげたらどうかと思います。それが、今持っている指定管理者のさらに励みというのか力になって、これが日本全国に知らしめるということですか、そういうことになるかなと思いますので、ぜひみんなで応援する体制にしてほしいというのが2点目です。

これは答弁要りません。

もう1点よろしいですか。

○河村 孝委員長 どうぞ。

○南川則之委員 続けて、そういうことを含めると、私、今回、さらに3年の指定管理ということで、長期継続ということで上げていただいたんですけども、3年じゃなくて、内容もそういう事業的には充実しておるといって、5年でやってよかったのかなという気持ちはあるんですけども、その辺の教育委員会の考え方を教えてください。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 教育委員会としても、5年等を考えました。ちょっとほかの博物館が民間で指定管理されておる体制というのを研究した資料等がありますので、これ、民間で224施設あるんですが、その金額とか指定管理の期日を見ると、大体5年というのが多いところですよ。



ただ、鳥羽市の指定管理についてですけれども、なかなか5年というのは、またすぐ、また次2回目の指定管理になりますので、一旦今回は3年間の指定管理の期日を設けさせていただいて、もう一回様子を見させていただきたいというのが実情であります。よろしくお願いします。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 課長から説明は伺ったんですけれども、もう今、2年間、1年半ですか、やった中で、本当に競争性というんですか、そこまでしていかなでも十分やっていただけるというふうなことやと思いますので、ぜひほかの団体も5年、5年ぐらいが本当は、3年やとすぐにまた時期が来て、議論的になるということで、最悪、私が言うたように、営利目的というよりも、鳥羽市のそういった発展のためというんですか、振興のためということであれば、みんなで協力して支えていかないかということがありますので、ぜひ次回は5年も構想の中に入れて、契約できるように考えていただきたいと思います。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。ちょっとお聞きします。

確認ですけれども、たぶん予算で出たかと思うんですけれども、平成30年度の指定管理料が平成29年度に比べてふえていると思うんですけれども、その理由をお聞かせください。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 平成29年度は10月からの半年間の指定管理料でしたので、金額、少なくなっています。平成30年度でやっと1年間の指定管理料という形になっております。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、31年度もまたそれに基づいて見直し等々を改定していくということですね。それで、今年度は入館料がふえたので入館者数がふえたので収入がふえたというふうに、黒字になったというふうに見てよろしいのでしょうか。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 平成30年度の実績とすると、入館者数がふえたものですから、少し黒字になりましたという形の、先ほど補佐から報告があったと思います。29年については赤字になっておりますので。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 わかりました。この指定管理料等々も含めて収支が出ているものだと思いますけれども、全体的に見て、経営状況はどういうふうになっていますでしょうか。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 先ほど資料を配付させていただいたかと思うんですけれども、その一番後ろに、指定管理料と収入と支出しか書いてございませんが、生涯学習課とすると、実は毎月、その前月の経営状況についてヒアリング等行いに行っています。前年対比での同月でふえたか減ったかという形を、理由等を含めて、こんなことをしたらいいんじゃないかという形で提案させていただきながら、状況は把握させていただいているところです。

平成30年度の収入に関しては、3,243万8,157円の実績がございました。支出とすると3,962万5,440円の支出となっております。指定管理料とすると775万3,000円ほどの指定管理料を市から収入としてそれにプラスしていますので、差し引きすると56万6,037円の黒字となりましたという形になります。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 わかりました。指定管理料を含めてということですね。

これを文化財的なものに見るのか、経営状況だけを見るのかによって大きく方向性は違ってくると思うんですけども、お話を聞いていると、文化財的なものの価値が高くて、その方向性で運営しているというふうに聞こえてきたんですけども、それでよろしかったでしょうか。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 委員のおっしゃるとおり、社会教育施設として鳥羽市としては推し進めていきたい。海女文化、漁村文化の情報発信基地として市として推し進めていきたいと思っておりますので、そのとおりでと思います。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。今の話の中でいきますと、毎月ヒアリング等々行われているということですので、この、今、1年半やられた中で、今後の課題等々見えてきたと思うんですけども、方向性とか、もしあれば、わかるのであればお聞かせください。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 指定管理となつてから、入館者数、収入等も、2年しかたっていないものですから、まだはっきりとは言えませんが、入館者数もふえておりますので、また、体験メニューもふえてきていますので、このままの調子でいくと、2年前、3万5,000人程度の入館者数があれば黒字化が経常的にいけるのではないかと目標を置いていますので、目標数値に近づけるであろうと考えております。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 先ほどヒアリングを行っていただいておりますということで出ておったんですけども、たしか設置するところの条例か何かに、運営協議会の意見とかという部分が出ておったかと思うんですけども、その辺、運営協議会からの意見ですとか、どういった運営に対しての意見が出ておったかとかという部分、あれば教えてください。

○河村 孝委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 一つは、できるだけたくさん市外からの方にも来ていただいて、外貨を落としていただいて、経営を安定させるということは言っています。

それと同時に、もう一つは、地元の方々に鳥羽市立の博物館としてその社会教育的な意義をもっと伝えていきなさいという、いろんな体験メニューしたり、特別展したりしているんですけども、それを見に来たらど

んなものが得られるのか、どんな情報が皆さんに還元できるのかということをもっともっと理解できるように努力をなささいというようなご意見はいただいています。

○河村 孝委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。その意見を受けて、実際、その運営の中で変化したこととか、変えたこと等はあるんでしょうか。

○河村 孝委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 その二つ目の意見については、広報とばで、なるほど海博というコラムを博物館の職員を中心に書いてもらっているんですけども、その中で、博物館が持つ知識をうまく市民の方に伝えられるようにということで、最初ちょっと難し目のコラムだったんですけども、最近、わかりやすい表現にしましょうという話をして、大分伝わりやすくなってきたかなと思っているところはあります。いろんな企画メニューなんかの紹介もしながら、足を運んでいただけるような情報提供に変わってきたかなと思っています。

○河村 孝委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

ちなみに、これ回数、運営協議会のほうの開催回数とか実績とかというのはどんな感じなんでしょうか。

○河村 孝委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 運営協議会については、平成30年度は2回ご意見を伺いました。令和元年度は1回開催の予定なんですけれども、この秋に開催できればと思っております。

○河村 孝委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

毎月のヒアリングに加えて、そういった外部機関になるのですかね、その運営協議会の意見というのは大事なことやと思いますので、社会教育施設というのは重々把握しておりますけれども、その辺、気にするべきところは気にするべきなのかなというふうにも思いますので、その辺、努めていただいて、今後もしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません。先ほどの決算の状況の少し関連になるんですけども、平成30年度に収入マイナス支出で56万何がしの、いわゆるこれは黒字であるという認識でいいのかなと思うんですけども、この、要は、お金というのは、次年度に、要は令和元年度に繰り越していくお金になるわけですかね。赤字の場合やと指定管理者が負担して、要は、補填するというような感じのことが決まっているということは、そういうことなのかな。

○河村 孝委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 指定管理料につきましては、年度の当初に協定を巻きまして、これぐらい不足するだろうということで設計する金額ではあるんですけども、実績との差異につきましては、足りなければ指定管理者が補填というか、不足分を負担して事業実施、平たく言うと、もうかった、黒字になった分は、指定管理者が工夫

をしたということで、とり分とできるというように、ほかの施設も含めて、指定管理料というのはそういう形になっておりまして、この金額を繰り越しているかどうかは、指定管理者の中での決算になるかと思うんですけれども、29年度、赤が出ておれば、その補填に回しているかもしれませんし、指定管理者のとり分となります。

○河村 孝委員長 よろしいですか。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

では、ちょっとかわってもらおうかな。

私から何点かお聞きしたいと思います。

まず、この資料を拝見させていただきました。この2年経過したところで、担当課で、この指定管理者、非常に努力してもらって、入館者数、有料であるところ、無料であるところもふやしてもらって、無料であるところなんかは、情報発信も含めて地元の人たちも巻き込んで全庁的に盛り上げていこうという雰囲気です業を進めていただいたということは評価したいと思います。

そこで、何点かお聞きしたいんですけれども、まず、最初の大前提として、来年度の4月1日からの指定管理となると思うんです。この年度末までは別の指定管理をしているわけなんですけれども、なぜこの9月議会にこの議案を提出されたのか。当然、この後に、3年間の指定管理の議決を求めているわけなので、当然予算の話が出てくると思うんですけれども、その辺の絡みかなとは思いますが、その辺、説明できたらしてください。

○瀬崎伸一副委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 そうですね。今おっしゃられましたけれども、当初予算に向けて話をしていくに当たって、相手が誰か明確になった段階で話を進めていきたいと思っているところが1点ございます。

それから、説明の中でも触れたんですけれども、日本遺産の指定を受けまして、国からの補助金がおりの見通しがつきましたので、これから事業が動いてまいります。その中で、この博物館の指定管理者もかかわってもらって、海の博物館の——6号補正でもお話ししましたけれども——展示を改修していくという中でもかかわってもらい相手として明確にここで指定をいただきたいと思ひまして、9月議会に上げさせていただきました。

○瀬崎伸一副委員長 河村委員。

○河村 孝委員 わかりました。この海の博物館を管理するさまざまな部署と連携をしながら事業を展開していくという部分では、恐らくこの東海水産科学協会しかないのであろうと、今の現時点では、思ひます。前回のこの指定管理の議論のときには、この2年半のうちに、公募型も含めて広い視野で取り組んでいくという答弁があったと思うんですけれども、その辺、今回公募にしない理由というのはしっかり明記してもらってあるので、非常にわかりやすくなったと思ひます。

ただ、山本委員からも指摘があったように、大前提は、この次、出てくる予算がどうなるのかということなんです。この黒字化を目指すということは、指定管理料も含めた黒字ではなくて、ゆくゆくは指定管理料が要らないというところをまず目指さなきゃならない。その姿勢があつて初めて。社会教育施設として鳥羽市も

もたれかかるわけやから、こういう部分はうちが持ちましようという議論にならないかと思うんです。

だから、そういう意味では、これを経営していくというところでは、山本委員指摘したように、運営協議会、各課の中で事業をもんでもらう中で、ちゃんとそれが実現できてそういう方向を目指しているのかどうかというところは、この指定管理者だけではなく、担当課としっかり話を詰めてほしいなというふうに思うんです。

今回は予算の議案ではないので、そこまでにとどめておきますけれども、その次に出てくる指定管理料は、この目標の数値にいったからこそ、これぐらいの指定管理料で済むんだという方向性を示していただきたいなというふうに思います。

その次の予算は、この3年間、また債務負担行為ということを予定していることでよろしいのでしょうか。確認です。

○瀬崎伸一副委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 委員長がおっしゃるとおり、予算のときに、3年間の債務負担行為で提示させていただければと思っております。

以上です。

○瀬崎伸一副委員長 河村委員。

○河村 孝委員 予算のことですので、そこまでとめておきますけれども、この指定管理の2年半の間に、理事長、かわられました。その理事長の経営に対する資質というんですかね、考え方みたいなものをどういうふうに捉えているんであろうか。担当課の所見、もしくは教育長の所見というのはございますか。

○瀬崎伸一副委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 理事長は、今、学芸員ではなく事務方として事務局長を務めていただいていますので、常に経理の一番大もとを握っていらっしゃる方ですので、数字も見ながら、毎月、入館者の動向を説明いただいていますので、しっかり経営いただけたらと思っております。

○瀬崎伸一副委員長 河村委員。

○河村 孝委員 理事長もかわられて、新しい目線で、より柔軟な発想で進めていただけるんだろうなというふうに期待をしております。

ちょっと細かい数字で確認だけさせてくださいね、出していただいたデータ。平成30年度が3万375名ですかね、有料入館者数。これ、単純に入館料が個人で800円かな、掛けると約290万円ぐらいになるんですけども、これはマックスでこれぐらいになると思うんですけれども、当然、指定管理先の決算の内容というのは、担当課は把握していなければなりません。どのような数字が出て、どのように認識しているのか、お答えください。

○瀬崎伸一副委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 先ほどおっしゃられたように、有料の入館者数が3万375で、合計入館者料金合計が1,855万9,000円になっています。無料入館者数が4,865人いらしています。それを総計すると、実際は3万5,240人の入館者数がございます。

先ほど申しました入館料が1,800万円、あと事業収入、体験メニューとか喫茶メニューというのが1,300万円程度の収入がありますので、合わせて、あと補助金とか少々雑入とかありますが、収入の

3,200万円程度になる形になります。

○瀬崎伸一副委員長 河村委員。

○河村 孝委員 ということは、個人消費額が下がっているということですね。無料の入館者数がふえたことによって、計算上そうなっているという解釈でよろしいんですか。

○瀬崎伸一副委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 はい。おっしゃるとおりだと思います。

○瀬崎伸一副委員長 河村委員。

○河村 孝委員 先ほど来、出ている社会教育施設として、この2番目の小中学校教育旅行受け入れ数というのが、目標の数字を下回っていると。ただ、26、27、28年の数字で捉えると、ほぼほぼ指定管理したときのままなのかなというふうには思うんですけども、ここが件数として、校数として伸び悩んでいる原因みたいなものは分析されているのでしょうか。

○瀬崎伸一副委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 個人消費額につきましては、この市立化から1年半という時期については、スタートダッシュを後押ししたいということもあって、いろんな事業とタイアップしてきたわけですが、その中で、例えば竹あかりの事業であれば、入館料を、通常800円なんですけれども、大分安く設定したりですとか、この間、たくさんの方に入場いただいたお絵かき水族館も、チラシを持ってくると200円引きという、ちょっと太っ腹の値引きだったんですけども、それも後押ししていただく団体の事業を盛り上げたいというところでタイアップしたので、個人消費額については、入館しやすさのハードルを下げることとのもろ刃の剣の部分があるかなと思っていますが、スタートダッシュの時期はそれもいたし方がないかなと捉えているところです。

(「校数、校数、受け入れ校数」の声あり)

○瀬崎伸一副委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 小中学校のどちらかというと修学旅行で来ていただく学校が多いんですが、学校のほうにもパンフレット等は送りますけれども、そういうこちら方面に来るツアー、旅行会社さんのほうにもプッシュして、こちらのほうに来ていただくようには働きかけています。

国のほうも海洋教育という形で取り組んでいこうという形でしていっていますので、海の博物館については、各、奈良県とか岐阜県とか近隣の海のない学校等については、売り込みに行きやすいかなと感じておりますので、まだまだこれから伸びる余地はあるかなと感じているところです。

以上です。

○瀬崎伸一副委員長 河村委員。

○河村 孝委員 ぜひその辺の営業活動というんですかね、情報発信は非常に頑張ってもらって、いろいろ改革を進めてもらっているまだ途中だと思います。これだけの大きなものを実際、本当に黒字化してもらうところまでいくと、いかせるのは、担当課としたら大変なことだというのは重々認識しておりますけれども、どこまでいっても我々使っているのは税金ということです。その辺はしっかり把握してもらって、今後、指定管理料が少しでも減らせるような努力を引き続き続けていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○瀬崎伸一副委員長 では、委員長、戻ります。

○河村 孝委員長 はい。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

委員の皆さん、このまま残ってください。

(午前10時48分 休憩)

---

(午前10時50分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で、付託された案件は……、失礼いたしました。

続いて、請願の審査に入ります。

既に本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略いたします。

請願第1号から請願第4号までについて、ご意見はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、以上で意見の発表は終了いたしました。

以上で、付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件がございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 それでは、説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午前10時52分 休憩)

---

(午前10時56分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議案第44号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

請願第1号について、採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第1号につきましては採択とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

請願第2号について、採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第2号につきましては採択することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

請願第3号について、採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第3号につきましては採択することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

請願第4号について、採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第4号につきましては採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件は全部終了いたしました。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午前10時58分 休憩)

---

(午前11時00分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これよりその他に入ります。

お手元に配付してありますとおり、発言の通告がまいっておりますので、順次発言を許します。

南川委員。

○南川則之委員 委員の南川です。よろしく申し上げます。

3点について発言させていただきます。

まず、教育委員会にお聞きをさせていただきます。

市の指定文化財に登録されておる天然記念物というのがありまして、市が所有をして、場所の天然記念物の数と現在の管理状況というんですか、をお聞きいたします。



○河村 孝委員長 豊田係長。

○豊田係長 教育委員会の豊田です。よろしくお願いいたします。

市の指定の天然記念物の件数でございますけれども、樹木、岩石等が10件指定をされております。管理につきましては、基本、所有者が行うこととなっております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 質問の中身が少しちょっと。所有者鳥羽市となっている所有物は幾つあるかということをお聞きしました。

すみません。私、資料持っていますので、鳥羽市が所有者となっておる指定文化財というんですか、天然記念物は坂手のあやめ池と坂手の船着き場のタブノキの林叢と、それと神島のカルスト地形という3カ所ということですので、その天然記念物を市が指定する、保護するというんですか、その重要性というんですか、その辺をちょっとお聞きします。

○河村 孝委員長 市の重要性、重要性。豊田係長。

○豊田係長 市が指定する基準については、基本的には学術的に高いものについて指定をするということになっております。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。市が、学術的に高いということで、過去のそういった財産について学術的に高いものを指定しておるといふことであると思っております。

2点目、そうした中で、天然記念物の一つである神島のカルスト地形というのがあります。それについて、ことしの5月ごろに地元から、その付近のところが崩落しておるといふ話を聞きました。私も現地には見に行かさせてもらったんですけども、それは現在どういう状況になっておるか。わかる範囲で説明してください。

○河村 孝委員長 豊田係長。

○豊田係長 カルスト地形の状況ですけれども、8月に現地を確認いたしましたところ、カルスト地形が露出しておりますすぐ西側の斜面の部分、そこが南北大体約5メートルほど、東西約8.5メートルほどの規模でやや土砂が崩れてきているような状況です。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 その崩落状況に地元も少し心配をされておって、そういったカルスト地形に対して影響がある可能性が出てくるということと、それから、現状かなり神島にも観光客が多く来ております。それと、近畿自然歩道を周遊して、最後はこのカルスト地形にたどり着いて、小中学校のほうから帰られるというルートになっておるといふことで、そこで写真を撮られて帰られる人もたくさんおるみたいで、現状のそういう地形が崩落しておるといふ状態といふのはあまり好ましくないんじゃないかといふことで、修繕の必要性を地元も、そういう来ていただいた観光客の人も、かなり言っております。

それで、現状どのように、市の土地というふうに向ったんですけども、どういう対策を講じるか、少しお話を聞かせください。

○河村 孝委員長 豊田係長。

○豊田係長 委員のおっしゃられるように、なかなか景観的にはちょっと問題があるかなというふうな状況になっておるんですけども、現状、市の土地にややちょっと国の土地とかが入り込んでいるような、少しちょっとややこしい土地状況ということがありまして、現在、所有者等確認をしておるところでございます。

それから、また、崩落箇所については、自然公園法の第1種特別地域内ということで、現状変更等が厳しく制限されているところでもありますので、工法等については、環境省などと協議をする必要がございます。

ただ、修繕の方法の工法としましては、崩落箇所を整形して緑化できる養生マット等を施す必要があるのではないかとこのように考えております。

今後につきましては、関係課等も含めて協議したいというふうに考えております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

先ほど、自然公園法の第1種特別地域になっておるということで、私も環境省のほうへ出向いて状況も担当者の人にも現場も見させていただいて確認をしてもらっています。

そんな中で、先ほど係長が言われたように、現状を余り形状変更せずに、機械を入れたりとかそういうことがなければ、本署協議もスムーズにいつて、3週間ぐらいで許可もおけるといようなことも聞きました。これは名古屋の本署の許可を得ないかんということなんですけれども、短期間に許可も得られるということで、もうその辺の話も聞いておりますので、ぜひ、今、5月から、先ほど夏ごろと言われたんですけども、5カ月ぐらいたった中でもかなり崩落の場所のさらに面積ふえてきておりますので、このまま1年、2年と放置すると、本当に山が崩れてくる可能性もありますし、先ほど言ったこの天然記念物、カルスト地形というところに影響があることも考えられますので、ぜひ、今、修繕ぐらいの金額でやれる時期に考えてやっていただくということで、市の機関で協議されておるといことですので、ぜひ早目に検討してやっていただきたいと思っております。

以上です。

2点目よろしいですか。

○河村 孝委員長 関連でその他ございませんか。

じゃ、引き続きどうぞ。

○南川則之委員 それでは、2点目の農水商工課にお伺いします。

農業基盤整備事業ということで、これ、当初予算の新人研修のときに3人の議員にいろいろ当初予算の説明も聞かせていただいて、少し内容を確認させてもらったところなんです。その中で、農業基盤整備事業ということで、多面的機能支払交付金を活用した取り組みをしているんやという話を聞かせていただきました。

そんな中で、地元の一生懸命そういうところをやっておりますので、その内容について少しお伺いいたします。

まず、相差町でやられておる字茅原田地区の全体的な耕作面積とか耕作者数とかそういうのが数字的にわかれば教えてください。

○河村 孝委員長 村山課長補佐。

○村山課長補佐 農水商工課、村山です。よろしくお願いします。

茅原田地区の作付なんですけど、2,254アールで、全体の農業者なんですけれども、76名です。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 かなりの人が相差の茅原田地区の場所で農地を維持してくれておるということですので、これについては、当初予算の説明の中にもいろいろ書いていただいておりますけれども、そういった機能を活用してやっている団体を支援するという話を聞いておりました。

この現状、多面的機能支払交付金を活用した取り組みと、もう一点、その地区の排水路の整備の改修事業をやっておるという話を聞きましたので、現状の取り組みについて説明をお願いします。

○河村 孝委員長 村山課長補佐。

○村山課長補佐 多面的機能支払交付金については、平成27年度より相差地区と今浦地区で事業を行っております。

相差地区は、農業者を中心に茅原田推進委員会というのを組織しまして、あと今浦地区は、当時の町内会を中心に今浦農業活動組織が組織されて、事業活動を行っております。

それぞれの活動につきましては、茅原田推進委員会は、主に茅原田地区の水路の泥上げ工事とか農地の草刈りなど、あとは活動方針などの協議などを行っております。また、遊休農地とか耕作放棄地の調査なども行っております。

それと、今浦のほうなんですけど、今浦のほうは、主な活動は水路の保全、排水路の維持、農道保全などの活動を会の皆さんでやっております。同様に、耕作放棄地、遊休農地の調査も行っております。

それと、長岡地区の排水路の工事につきましては、多面的機能支払交付金事業ではなくて、長岡地区排水路整備工事ということで別予算でとっております。今、計画3年目でありまして、平成29年から3カ年の計画で、茅原田地区で水路の工事を行っております。ことしが3年目という状況になっております。これまでの施工延長につきましては、29年は112.3メートル、約700万円の工事、30年が105.4メートルで、同じく700万円ぐらいの工事、ことしが、これからなんですけれども、60メートルぐらいの施工延長を予定しております。こちらも同様に700万円ぐらいの工事になるかと思っております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。こうした形で相差町と今浦町で多面的機能支払交付金を活用した取り組みに対して支援を行っておるということなんですけれども、当初予算の説明のときに聞いたんですけれども、さらに、今、5カ年の計画の中で、今後まだ継続してこれはやっていかなければならないような地域かなと私も思いましたけれども、その辺は、地元のこの要望というんですか、この事業に対する、本当に地元は市長の方針に対してもかなり評価をしておりますので、続けてほしいなという意向もあります。その辺を担当課としてどう考えておるか、教えてください。

○河村 孝委員長 村山課長補佐。

○村山課長補佐　こちら、先ほどちょっと説明不足がありましたけれども、多面的のほうは5年間の事業になっておまして、平成27年に始まって今年度は5年目ということで、ことしでとりあえず多面的の当初の計画は終了するんですが、県とも協議の中で、今回、多面的が終わるということで県と協議をさせてもらったんですが、県も国のほうから、この多面的機能支払交付金をやめた地域が耕作放棄地等がふえたということで、できれば継続してやってもらいたいということで、その辺は担当課としても、ちょっと予算の議論にもなるのかなとは思いますが、できれば継続してやっていきたいと考えております。

あと、長岡地区の排水路整備工事につきましては、3カ年の計画でことし3カ年目ということでやっているんですが、こちら工事というか、全て完了という形ではないものですから、こちらできればあと来年以降でそれをできるように要望していけたらなというふうに考えております。

以上です。

○河村 孝委員長　南川委員。

○南川則之委員　ありがとうございます。そういうことで、地元の要望等を含めまして、かなり今後もこういったことに力を入れてほしいということもありますので、ぜひ来年度以降も含めまして、あと県との協議とか、県の予算であれば県に対する働きかけとか、副市長とも相談しながら働きかけのほうもよろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

○河村 孝委員長　続けてどうぞ。

○南川則之委員　いいですか。

それでは、3点目の農水商工課と観光課ということで、漁業と観光の連携ということについてということで質問させていただきます。

これを通知してから観光課長と農水商工課長には大変ご迷惑かけました。実際、これ、この2行を入れて、私がどんな思いがあるのか全然伝わらないというか、これでわかるというのはなかなかできないということで、観光課長に大変お叱りを受けたんですけれども、議員になってから初めて怒られたということがあります。私も帰ってから反省しまして、本当に、これ通知して、答弁書絶対つくられへんなどつくづくと思ひまして、今後もうちょっとコミュニケーションとらないかなんかということを感じました。本当に失礼いたしました。

内容について説明させていただきます。

まず、漁業と観光の連携ということで、行政と漁業と観光関係との今後の対話についてということで書かせていただきました。中身については何だということなんですけれども、ことしの7月16日に鳥羽の旅館組合女将あこや会とのTOBAミライトークを議員全員で実施いたしました。当然、マスコミも入りながらやったわけなんですけれども、そんな中でいろんな意見が出まして、あこや会から代表して出ていただいた6名の思いというのもいろいろ聞かせていただきました。

その中で、鳥羽市には1年間を通じて、4月、5月、6月の宿泊客が少ないということで、何とかこの時期の宿泊客への売り込みができないかなということで、そういう話をさせていただきました。知っている議員にもいろいろ確認して、この時期については、そういうワカメとかメカブとかヒジキとか海藻類はあるのでどうかという話もありましたけれども、そういうのではメインになりにくいとかいうことがありました。この時期

に、インバウンドとかそういった日本の旅行者だけではなく、そういうところも含めてやってもらえるといいかなという話も出ました。

鳥羽の戦略としては、今やっておられますトロさわらとかそういったことが宿泊客の評判もいいということで、先ほど言いました4月、5月、6月の魚介類の売りというんですか、そういったところでして考えられないかということで、話の中で、一本釣りのおいしさをPRできないかとか、そういう話も出ました。

その中で、本物志向で答志産のノリを朝食に出したらどうかという話もあって、先日、新聞にも掲載されたように、そういったところを漁協とタイアップしながら出しておるといった話も出ました。

それと同時に、この魚介類を、おいしい旬のカレンダー等なんかも共有しながらやっていけないかということと、それと、鳥羽市の名産であるイセエビとかそういったものの旬を決めながら販売できないかということも話の中にありました。旅館だけでなく、飲食店なんか巻き込んで、本物志向で売るルールづくりなんかをしていきたいなど、していったらどうかという話も出ました。

それと、観光的にというんですか、行政に対してそういう誘客へのアプローチをお願いしたいという意見もありました。今回、市長もフランス等に行きますし、インバウンド対策というのいろいろ検討しながら、今後の観光客の増というのも考えておるとお思いますので、そういった観光分野、あるいはそういう農水商工課が所管の漁協等の話し合いを、このあこや会も一生懸命になってやりながら、さらに自分らの気持ちも伝えていきたいなどということですので、話を観光課長に聞くと、以前からあこや会の会長の中さんといろいろ話をしてきておるのやということがありましたので、さらにまた会員全員とかそういう話の場をつくっていただければありがたいなどということでのことなんです。

ということで、農水商工課長と観光課長にそれぞれに今後の取り組みというんですか、対話の機会を持っていただけるかどうかということをお聞きさせていただくということです。

以上です。

○河村 孝委員長 農水商工課長。

○榎 農水商工課長 農水商工課、榎です。よろしくお願いします。

漁業と観光の連携事業でございますけれども、観光アクションプログラムというものを市のほうでつくりまして、それに基づいた取り組みというのを進めるために、この協議会というのをつくったわけですが、その取り組みの趣旨としては、漁業者の育成であったり魚価の向上、それから販路の拡大、それから新たな鳥羽魚などのブランド化、独自産業化などをメニュー、事業の取り組み項目として挙げております。

その中で、鳥羽魚の地産地消の推進というような取り組み項目もございますので、そういうところでも話し合いができるのかなというふうには思っております。ただ、このやはり画期的な水産と観光業がそれぞれ協力してお互いのことを理解しながら協調して取り組みを進めるというのは画期的なことかなというふうには思っております。その中で、ここでの組織なんですけれども、運営委員会というのを組織しております。そこには観光協会、それから漁協、それから行政では観光課、農水商工課、三重県等が入って意見交換をしておりますので、議員おっしゃられるような意見を議会のこのミライトークの中でもそういう話があったということをお伝えさせていただいていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○河村 孝委員長 観光課長。

○濱口課長 いろいろとお話もさせていただいた中で、委員言われましたように、4、5、6の入込客が少ないというのは、もう以前からずっと言われていまして、ご承知のように、市役所の場合、単年度事業、単年度決算というのがあって、4月に予算が始まって、5月、6月の執行というのはなかなか、そこで仕掛けるのが大変難しく、何をやっているかという、一応コンベンションを中心に商品造成で4、5、6にちよっとお得パックのような形ではいろいろ売り込みもするんですけども、やっぱりなかなか旅行される人が少ないのは事実です。ゴールデンウィークまでは人が来るんですけども、やっぱり6、7になると夏休みまでに間にやっぱり控えてしまうので、そこら辺を何とかしてくれというのは、僕のほうはもうずっと聞かされていますので、その辺では、今後何とかしてそこら辺、またもっとおいしい、おいしいというか、いい、より魅力のある商品づくりをしていかないかなというの、今、一生懸命考えているところです。

インバウンドの話も出ましたけれども、インバウンドの関係もいろいろと旅館で皆さんとかも情報も流れていますので、そこら辺でまた今後も続いて取り組んでいかないかん部分、特に受け入れの部分、こうしたらいというの僕もお話はいただいていますので、その辺ではまたいろいろなフィードバックはしていきたいというふうに考えています。

先ほど榎課長答えてもらいましたように、内容については、協議会等でどれだけでも話す場がありますので、そこでまた私のほうからもお伝えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。ぜひこの鳥羽旅館組合女将あこや会の面々も、本当に鳥羽を愛するというか、鳥羽が好きでやっていたいております。本当はもうけてもらわないかんと思うんですけども、それ度外視で、鳥羽の発展というのも自分たちも頑張ってやってきたんやということを言うていますので、ぜひ課を越えて、町も巻き込んでいろいろ取り組みをやっていただきたいなと思います。

それと同時に、このTOBAミライトークは、広報広聴委員会が主催しておる取り組みです。ぜひ、先ほど言われたいろんな協議とか内容がわかれば、広報広聴委員長か副委員長に情報の提供、先ほど言われておりましたけれども、いろいろと提供もよろしくお願ひします。

以上です。

○河村 孝委員長 以上で、通告によるその他は終了いたしました。

これをもってその他を終結いたします。

以上で委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきまして、ご一任を願ひます。

これもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。

(午前11時26分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年9月18日

文教産業常任委員長 河 村 孝

文教産業常任副委員長 瀬 崎 伸 一